

奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金 Q&A（概要・申請編）

奈良市子ども育成課

令和8年8月更新

◆目次

◆補助対象となる支援活動の実施に関すること

Q1 支援活動の内容例	Q15 高齢者・大人の参加
Q2 年齢	Q16 個人情報の把握
Q3 食事の提供	Q17 合理的な理由
Q4 参加人数	Q18 予約制①（一部予約制）
Q5 実施時間	Q19 予約制②（完全予約制）
Q6 利用料・参加費	Q20 予約制③（一部予約制と当日参加）
Q7 月謝・年会費	Q21 予約制④（名簿の登録）
Q8 食品の配布（フードパントリー）	Q22 委託事業（委託の一環）
Q9 学習支援・体験支援の例	Q23 地域クラブ
Q10 保険	Q24 委託事業・地域クラブ
Q11 実施場所①	Q25 放課後等デイサービス
Q12 実施場所②（お出かけ・市外）	Q26 朝の活動
Q13 団体の所在地	Q27 開催時間（平日の昼）
Q14 市外在住のこどもの参加	Q28 「月4回程度」の申請要件（実績）

◆運営補助について

Q29 参加人数	Q45 補助額④（計算方法）
Q30 対象経費の例	Q46 補助額⑤ （最大補助時の支出・自己負担額）
Q31 宿泊	Q47 補助額⑥（10/10 の最大額）
Q32 イベント参加	Q48 補助率①（10/10 と 1/2）
Q33 補助区分①（月3回・月2回）	Q49 補助率②（1/2 の自己資金と利用料）
Q34 補助区分②（申請時）	Q50 翌年度の補助
Q35 補助区分③（年度途中の拡大）	Q51 複数箇所での実施①（複数の申請）
Q36 補助区分④（一か月のみ拡大）	Q52 複数箇所での実施②（月4回）
Q37 実施内容（月4・各回の内容）	Q53 人件費①（複数の役割）
Q38 実施回数①（実施回数の不足）	Q54 人件費②（交通費）
Q39 補助額①（月2回）	Q55 人件費③（開催日以外の人件費）
Q40 実施回数②（開催しない月）	Q56 人件費④（イベント謝礼）
Q41 中止回（回数・経費）	Q57 人件費⑤（最低賃金）
Q42 保険の未加入	Q58 人件費⑥（ひと月の上限の計算方法）
Q43 補助額②（ひと月内の上限）	Q59 支出（支出日基準・実施日基準）
Q44 補助額③（残額の持ち越し）	

◆その他

Q60 申請書の受領と交付決定 Q61 活動のアドバイス・支援	Q62 活動の周知
------------------------------------	-----------

◆補助対象となる支援活動の実施に関すること

Q1 対象となる支援活動について簡単に教えてください。

・下の表をご覧ください。

なお、詳細やその他の条件は、この Q & A に記載しています。必ず各項目をご確認ください。

○対象となる支援活動の例

項目	補助対象外の例	補助対象の例
こどもの年齢	主な対象が乳幼児	主な対象が小学生以上
実施時間	2時間未満	2時間以上
利用料・参加費	・月謝 ・年会費	・無料 ・食材費などの実費程度で低廉なもの
フードパントリー	フードパントリー（お弁当や食品の配布）のみ	こども食堂や学習支援などの参加者に対するフードパントリー
保険	未加入	加入
実施場所	・市外 ・「事業計画書（第3号様式）」に記載した実施場所以外 ・イベントなどで数回だけ使用する場所（定期的に実施する場所ではなく、いつもと違う場所）	市内で、こどもが安心安全で気軽に立ち寄れる場所 ※「事業計画書（第3号様式）」に記載した実施場所であること ※ポスター、看板、のぼりなどを掲示すること
予約の有無	完全予約制（当日参加は不可）	・当日参加制 ・一部予約制（当日参加も可能）
活動形態	・自治体などの委託事業や、その一環として行う支援活動 ・地域クラブ ・放課後等デイサービス ・小学校の朝の登校前に行う支援活動	こどもなどに対して、申請団体が自主的かつ主催で行う活動

項目	その他要件の例
食事提供の有無	要件なし
参加人数	こどもの人数の平均が1回につき 5 人以上を見込めること
開催曜日・時間	土日祝などの休日や、平日の放課後など、小学生以上のこどもが参加しやすい曜日・時間帯であること

Q2 対象となるこどもの年齢は何歳ですか。

- ・補助の対象となるのは、こども全般(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるこども)です。
ただし、この補助では、主な対象が「小学生以上」である必要があります。
(主な対象を「乳幼児」とする事業は補助の対象になりません)

Q3 食事の提供は必要ですか。

- ・必要ではありません。
- ・お菓子や飲み物を含め、食事を提供しない学習支援や体験支援でも申請できます。

Q4 参加人数の要件はありますか。

- ・1回あたり、参加するこどもの平均が 5 人以上を見込めることが必要です。
- ・ただし、こどもの参加が5人未満であることが続く場合、翌年度以降の補助決定の審査に影響する可能性があります。

Q5 実施時間の要件はありますか。

- ・1回の実施時間は、2時間以上を目安としてください。

Q6 こども無料、おとな有料にしようと思います。利用料や参加費を徴収する場合、補助の対象になりますか。

・食材費などの実費程度であれば、利用料などを徴収しても補助の対象になります。

ただし、営利目的と判断される金額の場合は、補助の対象外です。

・徴収する費用は収入として取り扱い、「収支予算書」及び「収支決算書」に記載する必要があります。

また、補助金額の計算にも含める必要があります。

Q7 月謝や年会費が必要な居場所は補助の対象ですか。

・対象外です。

（支援活動にかかる利用料などは無料または食材費などの実費程度である必要があるため、習い事や地域クラブに近いと考えられるため）

Q8 お弁当や食品の配布だけ（フードパントリーのみ）の場合、補助の対象になりますか。

・お弁当や食品の配布だけ（フードパントリーのみ）では、補助の対象になりません。この補助金は、子どもが過ごせる居場所づくりを対象としているためです。

・子どもが座って食べられるような、ゆっくり過ごせるスペースなどを設け、一定時間開放するものであれば、補助の対象になる可能性があります。

Q9 学習支援や体験支援はどのようなものが考えられますか。

・例えば、次のような内容が考えられます。

・学習支援 …… 小中学生に対し、元教師や大学生ボランティアなどが勉強を教えたり、宿題を見たりするもの。

・体験支援 …… 昔の遊び体験、自然体験、季節の行事など

・補助の対象に当たるかどうか判断が難しい場合は、子ども育成課にお問い合わせください。

Q10 保険の加入は必要ですか。

・必要です。

補助の対象になるのは、支援活動に対する保険に加入している開催日と、その日にかかる経費です。

保険に加入していない開催日は、補助の対象になりません。

- ・なお、補助の決定に関係なく、こどもを対象とする活動のため、万一に備えて保険に加入してください。

Q11 支援活動を実施する場所に指定はありますか。

- ・市内にあり、こどもが安心安全で気軽に立ち寄れる場所である必要があります。例えば、公民館や団体の建物、自宅の敷地の一角などが考えられます。

また、開催場所だとわかるように、ポスターや看板、のぼりなどを必ず掲示してください。

- ・イベントなどで数回だけ使用する場所(定期的実施する場所ではなく、いつもと違う場所)での支援活動は補助の対象外です。

- ・調理した食事を提供する場合(イベントなど1回限りの実施内容を含みます)は、保健所への申請が必要になる場合があります。

詳しくは保健所(0742-93-8395)に確認してください。

Q12 支援活動のイベントで、近所の公園などに出かけることは問題ありませんか。また、市外など遠出することは問題ありませんか。

- ・その開催日において、メインの活動が「事業計画書(第3号様式)」に記載した実施場所で行われる場合は、補助の対象です。

<例>

- ・公園で草木を集めて、普段の実施場所に戻り工作する。
- ・近所の畑で芋ほりをして、普段の実施場所に戻り焼き芋をする。
- ・普段の実施場所で、事業者主催の夏祭りをする。

- ・その開催日において、メインの活動が「事業計画書(第3号様式)」に記載した実施場所以外で行われる場合は、補助の対象外です。

<例>

- ・普段の実施場所で集合して、公園に移動して遊ぶ。
(普段の実施場所は集合場所としてのみの利用で、メインの活動は公園)
- ・近所の畑で芋ほりをして、そのまま畑で焼き芋をする。
- ・地域の広場で実施されている夏祭りに参加する。

・支援活動は、市内かつ「事業計画書(第3号様式)」に記載した実施場所で実施してください。市外での活動は補助の対象外です。

(こどもが参加したいと思ったときは当日でも参加できるようにすること、原則同じ場所・同じ曜日や時間で開催していること、などが補助の対象のため)

Q13 団体の所在地が市外ですが、申請は可能ですか。

・支援活動を実施する場所が市内であり、かつ、こどもが安心安全で気軽に立ち寄れる場所であれば、団体の所在地が市外でも問題ありません。

Q14 市外在住のこどもでも参加できる居場所の場合、補助対象になりますか。

・奈良市の補助金のため、主な対象は奈良市の小学生以上のこどもである必要があります(市内在住、または市外在住だが越境通学などをしているこどもなど)。

・主な対象が奈良市の小学生以上のこどもであれば、市外在住のこどもの参加は問題ありません。できるだけ広くこどもが参加できる居場所づくりをお願いします。

Q15 高齢者や大人といった、こども以外でも参加できる居場所の場合、補助対象になりますか。

・この補助は国の補助金を活用した制度です。そのため、主な対象は小学生以上のこどもである必要があります。

・主な対象が小学生以上のこどもであれば、高齢者や大人の参加可否は問いません。

Q16 参加者の名前・住所・連絡先などの把握は必要ですか。

・必要ではありません。

参加の心理的な負担を減らすため、参加者の名前・住所・連絡先などを聞かないこともできます。

・ただし、急病やけがなどの緊急時の対応については取り決めをし、スタッフと参加者の間で共有するようにしてください。

Q17 「合理的な理由がないのに参加することもを制限できない」とありますが、合理的な理由とはどのようなものですか。

・例えば、次のような場合です。

＜例＞

- ・「用意した食数を超えて来場した」など、先着順で予定していた定員を超えた場合(当日参加可能であること、完全予約制は不可)
- ・「居場所スタッフが医療ケアをしなければならない」など、専門的な知識やスキルが求められる場合
- ・「時間中は片時も目を離さず自分のこどもの側にいてほしい」など、過度な要求をされた場合

・実施内容により人数や対象年齢を絞ることは問題ありません。

＜例＞

- ・先着20食のこども食堂(当日参加可能であること、完全予約制は不可)
- ・小学生が対象の学習支援

Q18 食材の準備などの関係で、一部予約制(当日参加も可能)で実施する場合、補助の対象になりますか。

・対象になります。

Q19 食材の準備などの関係で、完全予約制(当日参加は不可)で実施する場合、補助の対象になりますか。

・対象外です。

こどもが参加したいと思ったときに当日でも参加できるよう、受け入れ体制を整えている必要があります。

Q20 一部予約制(当日参加も可能)で実施する予定でしたが、盛況のため予約だけで定員に達しました。当日参加を受け入れられないのですが、補助の対象になりますか。

・対象になります。

・ただし、最初から完全予約制(当日参加は不可)として実施する予定だった場合は、その開催日にか

かる費用を補助の対象外とする場合があります。ご注意ください。

Q21 予約制ではありませんが、安全体制の確保や保険の関係で、参加者名簿への事前登録を必要としています。事前登録がない場合、当日参加を受け入れられないのですが、補助の対象になりますか。

・対象になります。

「事前登録をしていればその後は予約なしで参加できる居場所」であれば対象です。

Q22 自治体などの委託事業の一環として行う活動の費用は、補助の対象になりますか。

・対象外です。

(こどもに対して申請団体が自主的かつ主催で行う活動に当てはまらないため、など)

Q23 地域クラブは補助の対象になりますか。

・対象外です。

(自治体の委託事業に類する活動と考えるため)

Q24 自治体の委託事業や地域クラブとは時間や場所を分けて行う、別の自主活動は補助の対象になりますか。

・対象になります。

ただし、自治体の委託事業や地域クラブとは、体制・名簿・経費などを別に管理する必要があります。

・技術の取得・向上や、大会・発表会・資格取得などを目的とする活動は対象外です。

一方で、活動や交流を楽しむことが目的の活動や、子どもが自由に過ごせる居場所などは対象になります。

Q25 放課後等デイサービスは補助の対象になりますか。

・対象外です。

(実施内容に応じて報酬があるため、認定を受けたこどもしか利用できないため、など)

Q26 小学生を対象に、小学校の朝の登校前に行う支援活動は補助の対象になりますか。

・対象外です。

(2時間以上の開催が難しいため、校区外のこどもが気軽に立ち寄れる時間帯とは言えないため、など)

Q27 平日の11時～13時に行う支援活動は補助の対象になりますか。

・対象外です。

(主な対象が奈良市の小学生以上のこどもである必要があり、通常は学校に行っている時間帯であるため、など)

・原則、土日祝などの休日や、平日の放課後など、小学生以上のこどもが参加しやすい曜日や時間帯を設定してください。

Q28 月4回程度で申請する場合、「申請時点で半年以上の活動実績がある事業(原則月1回以上、定期的に実施している事業に限る)が必要」とあります。次のような場合、活動実績として認められますか。

- ① 2ヶ月に1回、1年間実施している事業
- ② 6ヶ月に1回、3年間実施している事業
- ③ 8月に4回、3月に2回(計6回)実施している事業
- ④ 団体の一部(別名義)で実施している事業

例:・A団体とB団体の「共同事業体C」が申請する場合の、A団体が実施している事業
・D団体から分離独立した「E団体」が申請する場合の、D団体が実施している事業

・①②③認められません。

イベント的な開催と捉え、定期的な開催とは認めていません。

・④認められません。

この場合、「共同事業体C」または「E団体」としての活動実績が必要です。A団体と共同事業体C、およびD団体とE団体は、それぞれ別団体として考えます。

・①～④に該当する団体は、「月1回程度」であれば申請が可能ですので、そちらに申請してください。

◆運営補助について

Q29 参加人数によって補助額は変更になりますか。

・参加人数によって補助額が変更になることはありません。

ただし、こどもの参加が5人未満であることが続く場合、翌年度以降の補助決定の審査に影響する可能性があります。

Q30 補助対象外の経費・補助対象の経費の例は何がありますか。

・下の表をご覧ください。補助対象になるかわからない場合は、子ども育成課までお問い合わせください。

○補助対象の経費の例

費目	補助対象外の例	補助対象の例
人件費の一部	・支援活動以外に対して行う取組にかかる人件費 ・団体などの運営にかかる職員の賃金や役員報酬 など	・スタッフの人件費 ・スタッフの交通費、荷物運搬費 ・イベントや研修講師の謝礼 など ※上限あり
保険料の一部	・団体などの運営にかかる保険 ・車両保険 など	・ボランティア保険 など
需用費の一部	・補助金申請のための証明書発行費用 など	・食品 ・文房具、事務用品 ・チラシ ・衛生用品 ・食器、調理器具 ・本や絵本、ボードゲーム など
賃借料の一部	・リース代 ・食料や備品の保管代 ・倉庫代 など	・会場使用料 ※上限あり
光熱水費	・電気代、ガス代、水道代 ・灯油代 など	なし
通信運搬費	・電話代、Wi-Fi 代 ・ガソリン代、軽油代 ・切手・郵送代 ・個人などの車の使用料 など	

費目	補助対象外の例	補助対象の例
旅費交通費	・参加者の交通費 など	なし
備品購入費	・1つあたりの金額が3万円以上のもの	
その他経費	・駐車場代 ・送料、振込手数料 ・修理代、メンテナンス代 など	

Q31 キャンプなど宿泊を伴う支援活動は対象になりますか。

・対象外です。

1日で開始・終了する支援活動のみが補助の対象です。

Q32 地域の祭りや外部のイベントなどに、出店・出演した費用は対象になりますか。

・対象外です。

この補助金における支援活動は、補助対象団体が主催し、かつ「事業計画書(第3号様式)」に記載した実施場所で実施する必要があるため、補助の対象ではなくイベント参加とみなしています。

Q33 なぜ補助区分は「月4回程度」と「月1回程度」なのですか？ 月3回や月2回の区分はないのでしょうか。

・奈良市では、こどもの居場所を増やすため、こどもが毎週立ち寄れる「月4回程度」の活動を増やしたいと考えています。

・また、各小校区に少なくとも1つの居場所、できれば複数の居場所があることが望ましいと考えています。そのため、現在活動している団体を広く支援し、新しく始める団体も取り組みやすくするために「月1回程度」の区分を設けています。

Q34 「月4回程度」と「月1回程度」のどちらにするかは、申請時に決めて申請する必要がありますか。

・申請時に決めて申請する必要があります。

Q35 「月1回程度」で実施していますが、10月から支援活動を拡大し、「月4回程度」で実施する予定です。年度の途中から「月4回程度」の補助区分に変更することはできますか。

・審査の都合上、変更できません。

翌年度の募集から、「月4回程度」の補助区分で申請してください。

・なお、「月4回程度」から「月1回程度」への変更は可能です。

補助区分の変更がない場合、補助金を交付できなくなる可能性がありますので、早めに子ども育成課までご相談ください。

Q36 通常は月1回の実施ですが、8月だけ月4回実施する予定です。8月だけ「月4回程度」の補助区分に変更できますか。

・一か月だけ補助区分を変更することはできません。

Q37 「月4回程度」の場合、1週目はこども食堂、2週目は学習支援、3週目は体験支援…というように、毎回内容を変えてもよいですか。

・可能です。

ただし、申請時に提出する「事業計画書(第3号様式)」に必ず記載してください。

・「事業計画書(第3号様式)」に記載のない内容で実施すると、補助決定内容と異なるため、交付決定を取り消す場合があります。年度の途中で実施内容を変更する場合は、必ず子ども育成課までご相談ください。

Q38 「月4回程度」で申請し補助が決定されましたが、結果として年間平均で月3回しか実施できなかった場合、補助額はようになりますか。

・「月1回程度」に補助区分を変更する必要があります(手続が必要です)。

変更しない場合、補助金を交付できなくなりますので、月4回程度の実施が難しいとわかった時点で、早めに子ども育成課までご相談ください。

Q39 現在、支援活動を月2回実施しています。その場合、ひと月最大2万円(月1回程度)×2回=ひと月最大4万円の補助額になりますか。

・月2回実施の場合、補助額は月1回程度と同じ、ひと月最大2万円(年間最大12万円(4月～翌3月の場合24万円))となります。

・補助区分は、「月4回程度」と「月1回程度」のみとなりますので、ご注意ください。

<例>

月3回実施 …… この場合も、月1回の区分での補助となります。

ひと月最大2万円(年間最大12万円(4月～翌3月の場合24万円))の補助

Q40 「月1回程度」に申請する場合、毎月開催する必要がありますか。開催しない月があったとしても、年間開催回数の平均(補助開始後～翌3月)が月1回以上になれば問題ありませんか。

・原則毎月開催する必要があります。

こどもが継続して参加できるよう、原則として同じ場所・同じ曜日や時間で開催してください。

・気象警報などやむを得ず中止する場合は、原則として振替開催をしてください。同じ月内での振替が難しい場合は、翌月以降の開催も可能です。

・次の点にご注意ください。

① 1日2回以上の開催は1回としてカウントします。

<例> 8月20日の朝、昼、夕で3回開催

…… 1回(8月20日分)としてカウント

ただし、同日の開催であっても別小学校区での開催であれば、複数回としてカウントすることが可能です。

② 開催した月しか補助はありません。

<例> 8月は1回も開催しなかった

…… 8月分の補助はありません。

Q41 気象警報などで中止した回は、年間開催回数にカウントできますか。また、開催の準備や中止の対応のためにかかった経費は、補助対象になりますか。

・年間開催回数にはカウントできません。

中止した場合は、原則として振替開催をしてください。同じ月内での振替が難しい場合は、翌月以

降の開催も可能です。

中止により、年間平均回数が要件を下回る可能性がある場合は、他の日程で実施するなどの対応をしてください。

・開催の準備や中止対応のためにかかった経費は、補助対象になります。

ただし、月の中で1回も開催できなかった月は補助対象外です。ご注意ください。

<例>

①ひと月に2回実施しており、そのうち1回を中止した場合（同月に開催したのは1回）

	年間開催回数	経費
8月10日 ○（実施）	○（カウント可）	○（補助対象）
8月20日 ×（中止）	×（カウント不可）	○（補助対象）

②ひと月に1回だけ実施しており、それを中止した場合（同月に開催したのは0回）

	年間開催回数	経費
8月20日 ×（中止）	×（カウント不可）	×（補助対象外）

※月中に1回も開催できなかった月は補助対象外となります

Q42 保険の加入を失念してしまった回は、年間開催回数にカウントできますか。また、その回のためにかかった経費は、補助対象になりますか。

・年間開催回数にはカウントできません。

保険の加入を失念したことにより、年間開催回数の平均が要件を下回る可能性がある場合は、他の日程で実施するなどの対応をしてください。

・保険の加入を失念した回のためにかかった経費は補助対象外です。

この補助金は、支援活動に対する保険に加入している開催日および、その日にかかる経費のみが補助対象です。

Q43 「月4回程度」(ひと月最大10万円)の場合、単純計算すると1回あたり2.5万円の補助額だと思いますが、各回で最大2.5万円が上限になりますか。

・同じひと月内であれば、各回での上限はありません。

例えば、ひと月の中で複数回に分けて、合計10万円の範囲内で補助を受けることができます。

<例> 各回の補助額

1回目 2万円 + 2回目 4万円 + 3回目 1万円 + 4回目 3万円
= 合計 ひと月10万円

Q44 「月4回程度」(ひと月最大10万円)で、今月が8万円の補助額だった場合、残った2万円を翌月以降に持ち越すことはできますか。

・持ち越すことはできません。
ひと月ごとの清算となります。

Q45 「月1回程度」(ひと月最大2万円)で、今月が2万円の支出だった場合、補助金の額はいくらになりますか。

・補助対象経費の実支出額から補助事業の実施に伴い生じる利用料等その他の収入の額を控除した額(その額に1千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)と、要綱に定める補助基準額(下表)に基づいて算出した額とを比較して、いずれか少ない方の額とします。

○補助率と補助基準額

区分	上限	補助率
月4回程度	ひと月最大10万円	・6万1円未満の部分 10/10 ・6万1円以上の部分 1/2
月1回程度	ひと月最大2万円	・1万1円未満の部分 10/10 ・1万1円以上の部分 1/2

<例> 「月1回程度」の場合

- ① 1万円の実支出、利用料1千円の場合
(1万円 - 1千円) = 9千円の補助
- ② 2万円の実支出、利用料1千円の場合
(2万円 - 1千円) = 1.9 万円の支出
1万円 + (1.9万円 - 1万円) × 1/2 = 1.4万円の補助 (1千円未満切捨)
- ③ 4万円の実支出、利用料1千円の場合
(4万円 - 1千円) = 3.9 万円の支出
1万円 + (3.9万円 - 1万円) × 1/2 = 2万円の補助 (最大2万円)

Q46 「月4回程度」(ひと月最大10万円)、「月1回程度」(ひと月最大2万円)で、この補助金の最大補助額を受け取りたい場合、ひと月の実支出や自己負担額はいくらですか。

・上記質問の計算方法を使用し、利用料が0円の場合、次のようになります。

<例>

① 「月4回程度」(ひと月最大10万円)の場合

…… ひと月の実支出 14万円、うち自己負担額 4万円、最大補助額 10万円
(年間(4月～翌3月)の実支出 168万円、うち自己負担額 48万円、最大補助額 120万円)

$$6万円 + (14万円 - 6万円) \times 1/2 = \underline{10万円の補助}$$

② 「月1回程度」(ひと月最大2万円)の場合

…… ひと月の実支出 3万円、うち自己負担額 1万円、最大補助額 2万円
(年間(4月～翌3月)の実支出 36万円、うち自己負担額 12万円、最大補助額 24万円)

$$1万円 + (3万円 - 1万円) \times 1/2 = \underline{2万円の補助}$$

Q47 「月4回程度」(ひと月最大10万円)、「月1回程度」(ひと月最大2万円)で、補助率が10/10で受け取れる補助金額は最大いくらですか。

・「月4回程度」(ひと月最大10万円、年間(4月～翌3月)最大120万円)の場合 …… ひと月 6万円
年間(4月～翌3月) 72万円
「月1回程度」(ひと月最大2万円、年間(4月～翌3月)最大24万円)の場合 …… ひと月 1万円
年間(4月～翌3月) 12万円

Q48 補助率が10/10の部分と1/2の部分があるのは、どうしてですか？

・この補助金は自主事業に対する一部補助です。この補助金があってもなくてもこどもの居場所を実施したい団体を支援するものであり、全額を補助するものではありません。

・この補助金が翌年度も実施されるかどうかは、年度末にならないとわかりません。また、補助の内容も変更となる場合があります。

他の資金確保手段を検討したり、活動や支出の見直しを定期的に行うなど、この補助金を前提とした運営とならないよう、持続可能な運営体制を構築していただきますよう、お願いいたします。

Q49 補助率が1/2の部分に関する自己資金に、利用料や他補助金を充てることはできますか。

・充てることはできません。

補助金額を算出する際には、「補助対象経費の実支出額から利用料などの額を控除する」と定められており、利用料や他補助金はこの控除対象である収入とみなされるためです。

・「この補助金の1/2補助の自己資金分(支出)に他収入を充てる」のではなく、「10/10他収入でまかなえている支出に対し、この補助金の1/2補助を充てる(二重請求)」となるため、利用料や他補助金を充てることができないとお考えください。

Q50 この補助金について、前年度に補助を受けていた場合でも、翌年度の補助を確実に受けられるとは限りませんか。

・申し訳ありませんが、確実に受けられるとは限りません。

・補助の決定は毎年度行い、申請団体数や申請金額によって支援できる団体数は変わるためです。翌年度の補助を保証することはできません。

・この補助金は、他の補助金(国、民間など)との併用も可能です。ご検討ください。

(※他の補助金でも併用が可能である必要があります。なお、同一の経費について2つ以上の補助金を申請することはできません。)

Q51 1団体が複数の場所で支援活動を実施する場合、それぞれで補助を受けることができますか。それとも1団体1か所のみですか。

・原則、1団体1か所のみです。

ただし、他小校区(特に居場所が不足している校区)で実施する支援活動であれば、1団体で複数か所を決定する場合があります。

なお、その団体が実施するすべての支援活動に対して、補助を決定するとは限りません。

①だけ、①と②だけ、と補助が決定される場合もあります。

<例>

① A 校区、② A 校区、③ A 校区 …… 不可 (1か所のみ)

① A 校区、② B 校区、③ C 校区 …… 可 (複数か所決定する場合あり)

・なお、複数か所への補助を希望される場合、申請およびその後の諸手続き・決算などは、支援活動ごとに行う必要があります。

Q52 1団体が複数の場所で支援活動を実施しており、それらを合わせると「月4回程度」の要件を満たす場合、「月4回程度」で補助を受けることができますか。

・補助を受けることができます。

ただし申請時に、「事業計画書(第3号様式)」へ必ず記載してください。

・イベントなどで数回だけ使用する場所(定期的に実施する場所ではなく、いつもと違う場所)での支援活動は補助の対象外です。

・「事業計画書(第3号様式)」に記載のないまま実施場所を変更すると、補助決定内容と異なるため、交付決定を取り消す場合があります。また、年度の途中で実施場所を変更する場合は、必ず子ども育成課へご相談ください。

Q53 あるスタッフに、1回の活動について「支援活動」と「事務局」で参加してもらいました。それぞれ3千円(計6千円)の謝礼を渡す場合、全額を経費に計上できますか。

・全額を経費に計上することはできません。

人件費は1回の活動につき1人あたり3千円が上限です。役割ごとではなく、交通費などを含めた合計額で計算してください。

Q54 交通費を渡す場合、人件費の1回の活動の上限3千円の計算に含まれますか。

・含まれます。

Q55 ある開催日に使用する食品を、前日に取りに行きました。その前日分の荷物運搬費は、人件費の1回の活動の上限3千円の計算に含まれますか。

・含まれます。

Q56 イベントの講師に謝礼を渡す場合、経費に計上することができますか。

・経費に計上することができます。

補助額は人件費に準じて、1回の活動につき1人あたり3千円が上限です。交通費などを含めた合計額で計算してください。

Q57 経費に計上できる人件費の上限が、1回の活動につき1人あたり3千円だと、活動時間によっては奈良市の最低賃金(時給)を下回ってしまいます。

・本補助金は、自主事業に対する一部補助です。

・人件費はボランティアに対するものとして設定しており、仕事や勤務の取り扱いではありません。また、団体で最低賃金に合わせた時給や謝礼を渡すことは問題ありません。

Q58 経費に計上できるひと月の人件費の上限が、「月4回程度」は5万円、「月1回程度」は1万円ですが、計算方法について詳しく教えてください。

・次の例を参考にしてください。

<例 (月4回程度)>

① 実際の支出 …… 5千円×5人×4回=10万円

② 「1回の活動につき1人当たり3千円が上限」を反映

…… 3千円×5人×4回=6万円

③ 「経費に計上できるひと月の人件費は5万円が上限」を反映

…… ②の6万円のうち、5万円が経費に計上可能

Q59 支出の該当月における「支出日基準」と「実施日基準」について、例を教えてください。

・【支出日基準】 複数回使えるものや常設品など、今後の支援活動にも使う費用

【実施日基準】 食品など1回限りのものや、その日の実施分のための費用

・主な例は下の表をご覧ください。なお、これらは目安であり、購入品や支出日、購入数量などによって個別に判断される場合があります。

費目	支出日基準	実施日基準
人件費		・スタッフの人件費 ・スタッフの交通費、荷物運搬費 ・イベントや研修の謝礼 など
保険料	・ボランティア保険(年間単位、個人単位) など	・ボランティア保険(1回単位、ひと月単位) など
需用費	・調理器具、食器類 ・紙皿、紙コップ、割り箸など(複数回用のまとめ買い) ・文房具、事務用品 ・プリンターのインク ・衛生用品 ・絵本、書籍 ・おもちゃ類 ・机、いす、棚など ・チラシ(年間の周知用) など	・食品 ・紙皿、紙コップ、割り箸など(1回単位) ・イベント用品(ハロウィンの飾りつけ、夏祭りの景品など) ・チラシ(ひと月分の周知用、○日配布用) ・その実施日しか使用しないもの ・その実施日で使いきるもの など
賃借料	・会場使用料(年間単位)	・会場使用料(1回単位、ひと月単位)

※中間報告や実績報告時に、市が内容を確認した結果、「支出日基準」と「実施日基準」を修正する場合があります。(例:7月購入分の該当月を8月と報告したが、市が確認した結果、7月に修正された)

◆その他

Q60 申請書類を受け取ってもらえたら、補助金は交付されと考えていいですか。また、補助金の交付の決定(または不決定)はいつごろわかりますか。

・「申請書類を受け取ったこと」と、「補助金の交付が決まること」は別です。

受け取った時点では、明らかな不備だけを確認します。その後、審査会にて申請内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定します。

・補助金の交付決定(または不決定)は申請期間終了後、2ヶ月後を目途に通知します。

Q61 支援活動を新しく始めたり、継続して活動するにあたって、何かアドバイスや支援を受けられますか。

- ・奈良市社会福祉協議会では、生活支援コーディネーターが相談に応じ、**支援活動を新しく始める方や継続して活動される方の支援**を行っています。各エリア担当者におつなぎしますので、一度下記の連絡先までお問い合わせください。

【奈良市社会福祉協議会】

電話：070-2272-4425

メールアドレス：s-co1@narashi-shakyo.com

Q62 支援活動の周知について、何か市の支援を受けられますか。

- ・チラシを子ども育成課前のラックに設置することができます(要手続)。希望する場合は子ども育成課にご相談ください。
- ・支援活動を継続し実績が蓄積されてくると、学校などでチラシを配布する事例もあるようです。ただし、学校などでチラシを配布することは難しい場合が多いので、問い合わせの際はその点ご注意ください。